

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

平成30年5月7日(月)

開会 13時30分

閉会 14時37分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 木平芳定、次長(教職員担当) 梅村和弘、

次長(学校教育担当) 宮路正弘、次長(育成支援・社会教育担当) 森下宏也、

次長(研修担当) 山本嘉

教育総務課 課長 榎屋眞、主査 山本聖

教育財務課 課長 藤森正也、班長 天野長志、主任 川上裕正

学校経理・施設課 課長 池田三貴次、副参事兼課長補佐兼班長 脇光弘、
主幹 宇川元樹

教職員課 課長 早川巖、班長 大屋慎一、主任 佐野真也

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第 6号 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行
の状況にかかる点検及び評価について

原案可決

6 報告題件名

報告 1 訴えの提起に係る専決処分について

報告 2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

報告 3 平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により、会議が成立したことを確認する。

・**前回審議事項（4月18日開催）の審議結果の確認**

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・**議事録署名者の指名**

原田委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

報告2は県議会提出前のため、並びに報告3は公表前であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第6号を審査し、報告1の報告を受けた後、非公開の報告2から報告3の報告を受けることを決定する。

・**審議事項**

議案第6号 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について（公開）

（桝屋教育総務課長説明）

議案第6号 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について、別紙のとおり提案する。平成30年5月7日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第19号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

本件につきましては、昨年度の教育委員会関係の事務の管理及び執行の状況について、法律に基づいて点検・評価を行うものでございます。県の総合計画である「三重県民力ビジョン」の中で、そこに記載しております、教育委員会が所管する施策について、県全体統一の様式であります、マネジメントシートの形で整理したものでございます。本日の審議を経て議会に報告、その後、公表することといたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、1枚おめくりください。

まず、1つ目の施策です。「施策221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成」です。この施策につきましては、右のページの表の一番左の端にあります、基本事業として「学力の育成」「グローバル教育の推進」「キャリア教育の推進」この3つの基本事業で構成しているものです。この全体の目標、指標としましては、左のページの下の枠囲みの中、県民指標という言い方をしておりますが、目標項目としては、全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数ということでござ

います。昨年度は、目標値4に対して、実績値は1となっておりまして、目標達成状況は0.25でした。

ちなみに、右のページの基本事業について、例を挙げて申し上げますと、例えば、一番上の「学力の育成」ですと、この基本事業の目標としては、「授業内容を理解している子どもたちの割合」ということで、これについては平成29年度の欄を見ていただきますと、小学校国語でしたら、目標値は85.0%でしたが、実績値としては83.4%になったということ、その右の欄のところ、目標達成状況は0.98というような表記をさせてもらっております。

その下の「グローバル教育の推進」ですと、これは、「海外留学や海外研修等に参加した高校生の数」となっておりますが、目標値460人に対して、実績が476人で、単純な計算をしますと1.00を上回りますが、上回った場合は1.00という整理をさせていただいています。

もう一度、左のページに戻っていただきまして、この施策のトータルの進展度の判断としましては、「C」ということで、「あまり進まなかった」と自己評価をさせていただいているところです。県民指標は目標を達成できませんでしたが、活動指標についてはおおむね目標を達成できたことを踏まえ、全体としては「C」の「あまり進まなかった」という評価をさせていただきました。

以下、昨年の取組概要とそれを踏まえた平成30年度を取組方向について、主なものだけピックアップして説明させていただきます。

まず、学力の関係です。1枚おめくりいただいて、3ページの一番上の「平成29年度を取組概要と成果、残された課題」についてです。①の上から9行目の平成29年度の全国学調の教科の結果では、小中学校を合わせた8教科中7教科が全国の平均正答率を下回るという結果でした。このことを受け、課題のある小学校113校への重点支援を実施しました。重点支援校への訪問にあたりましては、校長、市町教育委員会、県教育委員会で課題と改善方策、年度後半の取組スケジュールを共有するとともに、2回目の訪問で、取組状況等の確認を行いました。

次に、②ですが、全国学調結果から、国語では「引用、要約して書くこと」「根拠に基づいて自分の考えを書くこと」、算数・数学では「割合」「図形」に経年的な課題が見られます。②の5行目のところからですが、「めあての提示」「振り返る活動」について90%以上の学校で実施されていますが、学校と子どもたちの受け止め方に乖離があることや、子どもたちが「何を学ぶのか」「何が身についたのか」が十分理解できていない状況も見られます。「校長の授業の見回り」について実施率は高まっていますが、授業改善にいかしていく必要があると考えています。

次に、③の子どもたちに見られる課題として、全国に比べ、スマートフォンの使用時間が長いことや家庭学習や自主的な読書の時間が短いことが挙げられ、6行目にありますように、家庭における学習習慣の確立に向け、子どもたちが主体的に家庭学習に取り組めるよう、ヒントを掲載したワークシート(宿題用学-Vivaセット)を全小中学校に配布しました。

4ページをご覧ください。基本事業2つ目のグローバル教育の関係では、⑦になります。グローバルな視野に立って自らの考えを伝え、異なる文化・伝統に立脚する人々

と共生できる能力・態度を育成するため、留学の促進に取り組んだ結果、高校生の参加数が増加しました。そのほか、みえ未来人育成塾等を開催することで英語学習へのモチベーションを向上させることができました。

1枚おめくりいただきまして、5ページの⑩をご覧ください。キャリア教育については、地域等の人材を招へいたした授業の実施、地域の魅力ある職場や仕事等を知る機会の創出に取り組んできました。それから、外部人材を県立高等学校の34校に配置して、職場定着支援や就職支援等を行ってきましたが、引き続き、これらの取組を一層推進していく必要があると考えております。

そうしたことを踏まえまして、下の「平成30年度の取組方向」のところですが、まず、学力関係につきましても、①の1行目の最後のほうからですが、小学校113校の課題の改善に向けた取組が確実に定着するよう、市町教育委員会と連携して各学校に応じた重点支援を行います。

②では、「めあての提示」「振り返る活動」が実効性のあるものとなるよう、指導資料を作成し、小中校長会、教職員研修会を通じて周知を図るとともに、学校訪問時に指導・助言を行います。校長の授業の見回りについては、「授業参観シート」を活用し、授業改善を図りたいと考えています。

6ページの③の算数の「割合」「図形」につきましても、指導資料「わかる・できる育成カリキュラム」を作成し、全小学校教員及び中学校に配付します。

⑤では、みえスタディ・チェック、ワークシート、学-V i v aセットについて、より活用しやすくするために改善していきたいと考えております。

⑥の子どもたちの家庭における生活習慣、学習習慣、読書習慣の改善に向け、県PTA連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートの集中取組（年2回）を実施します。

7ページの⑨小学校英語教育の早期化・教科化については、モデル校で実践研究を行い、その成果を普及するとともに、小学校教員の指導力向上を図ります。また、5行目の最後のところですが、引き続き、留学の促進、みえ未来人育成塾等を通して実践的な語学力等の育成に取り組んでいきます。

それでは、9ページの2つ目の施策でございます。「施策222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成」です。これにつきましては、右のページの「道徳教育の推進」「郷土教育の推進」「読書活動・文化芸術活動の推進」の3つの基本事業で構成しております。

トータルとしての評価は、9ページに戻っていただきまして、「B」「ある程度進んだ」と判断しております。全体の目標である県民指標につきましては、「自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合」ということで、目標達成状況のところを見ていただきますと、小学校で0.99、中学校で1.00と、それぞれほぼ目標達成に近いという状況になりました。右のページの3つの基本事業のそれぞれの達成状況も踏まえまして、トータルとしては「B」の評価をさせていただきました。

平成29年度の取組概要等につきましては、10ページの一番下、命を大切にする教育や規範意識の醸成が求められる中、命を大切にする教育を推進するとともに、物事を多面的・多角的に捉え、自らの生き方についての考え方を深める道徳教育が県全

体で円滑に実施されるよう取り組む必要があります。

1枚おめくりください。読書については、さまざまな取組を進めておりますが、③の5行目後半の読書した記録を埋めていくビンゴカードを作成し、小学校を通じて活用を図りました。

また、④のビブリオバトルにつきましては、高校生の大会を開催するとともに、高等学校や小学校に出向いて普及活動等を実施しました。

「平成30年度取組方向」のところです。①の子どもたちの自己肯定感を高めるため、学校の教育活動全体を通じて、話し合いや協力し合う活動など、命を大切に育てる教育を推進します。道徳教育については、指導方法や評価などについての研修会を実施するとともに、道徳教育アドバイザーを学校に派遣し、道徳教育の充実を図ります。

読書関係につきましては、右のページの③の読みきかせイベントの実施や、読書ビンゴカードの活用に加え、④のビブリオバトルの高等学校、小中学校への普及活動、あるいは、教員に対する講習会を今年も実施していきたいと考えております。

1枚おめくりください。13ページでございます。3つ目の「施策223 健やかに生きていくための身体の育成」です。これにつきましては、基本事業は「体力の向上と運動部活動の活性化」「健康教育の推進」「食育の推進」の3つで構成しております。

全体の指標としましては、左のページの真ん中の表ですが、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果」となっております。これは偏差値として見ていただければ結構ですが、49.5を目標にしておりますが、48.8ということで、ほぼ1に近い状態になったということ。それから、基本事業それぞれの達成状況を踏まえて、トータルとして「B」の「ある程度進んだ」という評価をさせていただいております。

平成29年度取組概要等につきましては、右のページの①でございます。小中学校において体力向上に向けた目標を設定し、1学校1運動の取組をする。それから、結果を分析して改善につなげるというサイクルの確立を目指して、学校訪問や研修会等の開催を行ってまいりました。

1枚おめくりください。②の3行目の後半からですが、生徒の健全な成長と教員の負担軽減の視点から、「三重県部活動ガイドライン」を策定しました。

③の全国高等学校総合体育大会に向けて、競技や式典など大会開催の準備を進めるとともに、高校生活動では、PR活動やカウントボードの制作などに取り組んできたところです。

「平成30年度取組方向」です。①の体力向上の関係ですが、元気アップコーディネーター等が、学校を訪問して指導・助言を行っていきたいと考えています。さらに、就学前から運動習慣を定着させていくことを目的として、幼稚園教諭や保育士等を対象にした研修会も開催していこうと考えております。

右のページの②の3行目の後半に記載しましたように、各学校において、部活動ガイドライン等に基づき部活動の運営方針や活動計画等が作成され、適切な部活動の運営に向け、理解が深められるよう取り組んでいきたいと考えております。

③の全国高等学校総合体育大会の成功に向け、実行委員会を中心に会場地市町等と

連携して準備を進めるとともに、総合開会式については、温かく思い出に残る式典としたいと考えております。

17ページでございます。次の「施策224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進」でございます。これにつきましては、構成する基本事業として、「早期からの一貫した支援の推進」「特別支援学校のキャリア教育の推進」「特別支援学校の整備」の3つで構成しております。県民指標は「特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率」ということで、これにつきましては、100%でした。基本事業の目標達成状況も踏まえ、こちらにつきましては、「A」ということで「進んだ」という評価をさせていただきました。

平成29年度の取組概要等でございますが、右のページの①のところですが、小中学校へのパーソナルカルテの活用を進めておりますが、特別な支援を必要とする子どもたちが増加しておりますので、早期からの一貫した支援体制の一層の充実を図る必要があります。

キャリア教育の関係は③です。特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、民間企業等で総務・人事の経験が豊富な方をキャリア教育サポーター等として配置し、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業へ提案する形で職場開拓を行いました。

19ページの⑤をご覧ください。特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）では4月から、かがやき特別支援学校草の実分校・あすなろ分校では6月から、それぞれ新校舎での学習を開始し、また、松阪あゆみ特別支援学校については、平成30年4月開校に向け整備等を進めました。

「平成30年度の取組方向」につきまして、①では、先ほどのパーソナルカルテの活用を一層促進してまいりたいと思います。

③のキャリア教育の関係につきましては、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用を進めるとともに、引き続き、企業に提案する形の職場開拓を行ってまいります。

21ページでございます。「施策225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり」でございます。これにつきましては、右のページをご覧くださいますと、3つの基本事業、「いじめや暴力のない学校づくり」「子どもたちの安全・安心の確保」「不登校児童生徒への支援」の3つで構成をしております。

左側の21ページをご覧ください。全体の指標としては、「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」ということで、0.99という状況になっております。基本事業の目標の達成のところ、データが6月にならないとわからない部分がありますが、全体としての評価は、現時点ではトータルとしては「B」で、「ある程度進んだ」という評価をさせていただきました。

23ページでございます。平成29年度の取組概要等です。①では、「三重県いじめ防止条例」を制定し、今後、条例を踏まえ、相談体制の整備と県民総がかりでいじめ防止に取り組むため、周知・啓発が必要と考えております。

②のいじめや暴力行為等の問題行動、不登校や貧困等の課題に対応するため、スクールカウンセラーを全ての公立中学校区に配置しました。また、スクールソーシャルワーカーの派遣や、スクールカウンセラーとのチーム支援等も行いました。

③の小中学校におきましては、情報モラルやリスクに対する能力を把握する「みえネットスキルアップサポート」を実施、併せて専門業者によるネットパトロールも継続して実施しております。

24ページをご覧ください。「平成30年度の取組方向」でございます。①の社会総がかりでいじめの防止に取り組むため、条例の趣旨等の周知といじめの防止に向け各事業者や団体が主体的に活動していただけるよう、気運の醸成を図ります。特に4月、11月は、いじめ防止強化月間として、フォーラムを開催し、弁護士と連携した授業を行ってまいります。また、新たにSNSを活用した相談窓口を開設します。

②では、スクールカウンセラーをすべての公立中学校区に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを1名増員し、要請に応じて派遣してまいります。

③の最後に記載しておりますが、「インターネットトラブル対応事例集」を作成しておりますので、これを活用した教職員への研修会等を実施していきたいと考えております。

25ページです。「施策226 地域に開かれ信頼される学校づくり」でございます。構成する事業といたしましては、右側のページの4つでございます。「開かれた学校づくり」「学校の特色化・魅力化」「教職員の資質向上」に加えまして、「私学教育の振興」、これは教育委員会の所管外でございますが、この4つの基本事業で構成しております。

全体の指標としましては、「コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合」ということで、目標は達成しましたが、基本事業の状況も踏まえまして、トータルとしては「B」「ある程度進んだ」という評価をさせていただいております。

26ページが一番下、平成29年度の取組概要等でございます。①コミュニティ・スクール等の拡充を図っていくために、市町担当者への説明会やフォーラムを開催し、実践事例の情報共有や成果と課題等について議論を行いました。

27ページの③では、本年4月の四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科開設に向け、年間授業計画を策定するとともに、企業や団体等で構成する「協働パートナーズ」を発足しました。

④の2行目ですが、「県立高等学校活性化計画」に基づき、少子化等課題のある地域などの高校において、地域協議会や学校別協議会を開催し、地域の高等学校のあり方について協議しました。

28ページの「平成30年度の取組方向」です。①コミュニティ・スクール等の導入を進めるため、未導入の市町へ組織づくりや運営方法などの情報提供を行います。

③四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科については、高度な工作機械等を導入し、学習環境の整備を進めるとともに、中学校、高等学校の生徒や保護者向け進路ガイダンスなどで専攻科の魅力を伝えていきたいと考えております。

④では「県立高等学校活性化計画」に基づきまして、学校の活性化を推進するとともに、地域協議会や学校別の協議会を開催し、地域等と一体となって高校の活性化へ向けて取組を進めてまいりたいと考えています。

以下、29ページ以降につきましては、他部局が主担当の施策で、その中に教育委員会が該当する部分がございます。そういう該当部分には下線をしてありますが、本

日の説明は割愛させていただきたいと思います。

以上でございます。

【質疑】

教育長

それでは、議案第6号については、いかがでしょうか。

岩崎委員

ずっとこういう形で自己評価をしていただいて、そして自己評価というものも、県民指標と活動指標で、それをもとに評価をされるわけですね。それは十分わかるんですが、施策221の進展度が「C」で、施策224は「A」ですね。この違いがよくわからないんですね。どういうことかという、例えば施策の221が「C」である根拠というのは、活動指標でも授業内容を理解している子どもたちの割合が、当初目標に達しなかったというのは、多分、大きいわけですね。

それと、何よりも県民指標であるところの学力調査が全国平均で上回らなかったというのが、多分、一番大きいんだろけれども、ただ、右側の活動指標でいうと、ほぼ達成しているんじゃないかと言いたくなりますね。けれども、県民指標のほうで達成してないんだから、これは「C」だろう、少なくとも「B」と書くと、何を言われるかわからないというところはあるのかもしれないと思っています。

ただ、そうすると、ほかのところでは必ずしもそういうふうな判断というわけではないんじゃないかという気もして、例えば、さっきの施策224はやっぱり「進んだ」でいいんですね。結局、全ての県民指標も活動指標も目標達成状況は一応達成しているから「A」ということは、胸を張って言えるのかもしれないですが、そうならないと「A」にはならないというふうな判断なのではないでしょうかとすごく思います。

教育総務課長

基本的には「A」という一つの判断基準といたしましては、県民指標の達成率、あるいは活動指標の平均達成率が100%というのが基本的には一つの基準として全庁的に示されています。

それから、ご指摘のように、施策221の「C」という評価ですが、「C」の上は「B」の「ある程度進んだ」ということですが、「B」は県民指標の達成率が85%以上100%未満ということでございます。では、「C」はどうかといいますと、一応県民指標の達成率が70%以上85%未満ということですが、今回は0.25でございます。しかしながら、おっしゃったように活動指標がほぼ達成しているというような状況がございますので、そういった形で「C」ということで。ちなみに「D」という評価は、活動指標の平均達成率が70%未満で、県民指標の達成率も70%未満ということでしたら、「D」の「進まなかった」という評価になります。

施策221につきましては、確かに県民指標については0.25のという達成率でございまして、活動指標の平均達成率が70%以上、100%近いというような中で、トータルとして「C」という判断をさせていただいたということでございます。

岩崎委員

それぞれの理由というのをおそらくお持ちのうえで、この評価だろうとは思いますが

が、本当にそうなのかなというのは、この数字だけ聞いて思いますね。

森脇委員

今のと関連しているのかよくわからないのですが、0.25というのは、やっぱり一つの指標だとは思いますが、特にこれは相対的な話なのでなかなか難しい、困難かなど。つまり、三重県が上がっても全国平均が上がると達成できない数値なので、もともとつくるときに無理があったんじゃないかという気がしてならないのですが。むしろ、例えば中学校のほうで昨年ですが、水面下だったけども平均の差が縮まったというようなことを、数値化は難しいですが、評価点として入れ込むことができないのかどうか。何か数値が一人歩きしているような気がしてならないというのが一つです。

それから、次は全然違う話ですが、読書なんかの話で気になるのは、これは昔、ちょっと言った覚えがあるんですが、いろんなイベントはしているとは思いますが、基本的な、例えば学校図書館の充実というようなことが、市町の予算配分の中でどんぶりになってしまっていて、きちっと図書室として学校に配分されない現状があるというようなことを改善していかないと、基本的な環境整備ができていない中で、いくらイベントをしても、自主的な読書の時間も伸びていかないんじゃないか。もう一つは、三重県に足りないのは、朝読はやっているけど、基本的な授業の時間と図書館があまり結びついていない。こういったことをどこかで文書にしておくことが必要ではないかと思います。それが2つ目です。

3つ目は、やはり世につれ、社会の変化につれて、指標自体も新たなものを取り入れるとか、消すとかいう。特に例えばワークライフバランスなんかは、こういうところに入れられないのかもしれないですが、どこかで努力していることを県民に示していくということが大事ではないかと思う指標の一つだと思うんですね。

せっかく、昨年度はかなりいろいろなことを、部活の基準をつくったり、そういうこともしてきたので、そういうことをどこかに教育委員会でやってきたことの中に、その他自由記述みたいな形がよくわからないのですが、指標というのは、前の年度と一致してないといけないという、そういう意味では堅い枠組みなので、教育委員会がやってきたことを全部表すわけではないということもどこかで留保しておかないと、本質を見誤るんじゃないかというか、指標のための努力という感じがとてもするので、そうじゃなくて、漏れているところをすくい上げるようなやり方自体の修正とか改正を考えることも必要ではないかと思いました。

宮路次長

1つ目の学力の指標の件ですが、0.25で、全国の平均と比べてということで、おっしゃるように全国が上がれば三重県がということだと思うのですが、これをつくるときに、そもそもいろんな議論がありまして、今までのところ、例えば授業内容を理解している子の割合というのがその前の指標であったと思います。そのときは、ものすごく高い数字は出るのでありますが、これは三重県だけで言っているけど、全国と比べると、例えば全国学調の結果を見ると、そうでもないですよという指摘とかもありまして、できれば相対的に比較できる指標を考えるべきだろうと、当時はそういう議論になりまして、逆にそういう相対で比較して、三重県だけ頑張ってますよというだけではなくて、ほかと比べてどうかという基準にしたというのが、一つ、この設定の

理由になっています。おっしゃることも十分で、議論もしましたが、そういうところから学力のことをしっかりやることによって、未来の子どもたちの可能性を広げていくという、社会参画力をつけるという意味合いでこの指標を置いたというのが、実際のところですよ。

森脇委員

それはそれでわかります。わかりますが、相対的な比較をするにしろ、これは上か下かだけでしょう。その差とか考えられてないじゃないですか。そこも少し問題だなとか、差が縮まってきているというのは頑張りですよ。だから、相対的な比較自体をペケだと言っているわけではなくて、上か下かという大ざっぱなやり方を何とかできないかと。それは補足で、でも縮まってきましたというような言い方はできないかと。0.25はそうなんだけど。

岩崎委員

0.25はかわいそうな気がするんですけどね。

宮路次長

今年度の結果についてはご承知のように分析したり、ここで出す数字は何分の何という目標なので、こうやって出していますが、ただ、結果がどうだったのかという分析とか取組の中では、先ほど言われた中学生は、6年生で受けたときに比べて随分伸びているとか、各教科で昨年度と比べて全国との差が縮まった、伸びたとかいうことをきちっと捉えながら公表したりしてきていますので、今回、ちょっと文章表記が少ないですが、ずっと従前からそういう形で、実態としては、おっしゃるようなことを重視しながらやってきたというのが実体だと考えています。

森脇委員

わかりました。

森下次長

私から、2点目にご質問いただきました学校図書の関係でございます。学校図書を改善しないと、ということでご指摘をいただいたわけですが、一つは、学校図書ということで申し上げますと、学校図書標準という形で把握はしております。ただ、それを指標になかなか用いにくいという部分としては、それぞれの市町で交付税に基づいて整備されている部分ですので、県の取組として指標に上げていくのはなかなか難しいという事情がございます。

ただ、そうは言いつつも、12ページの③の上から5行目あたりですが、学校や市町の図書館における子どもたちの読書活動の状況を把握しながら、図書に関わる専門家の方などから意見を聞いて、子どもたちの読書習慣の定着を図る方策を検討することで書かせていただきましたが、こういった各学校あるいは市町の図書館も含めて、図書の状況や、それぞれ子どもたちがどれだけ利用しているかというような状況も確認しつつ、では、どういうことをしたら、本当に子どもたちが読書に親しむようにできるのかということについて、専門家の方々からご意見を聞いて進めていきたいと考えている次第でございます。

今の段階で、なかなかこれをやればというのは申し上げにくいですが、まずはこういうところから始めようと思っている次第です。

森脇委員

市町の教育予算の使い方について、なかなか直接言えないのは確かだと思いますが、やはり基準があるとするならば、それを守ってくださいという指導・支援は、各市町教育委員会を通して市町の行政に働きかけるべきであろうと思います。

梅村次長

働き方のところについてですが、働き方改革とかありますが、教育ビジョンには教職員が働きやすい環境づくりという施策を起こしまして、総勤務時間の縮減に取り組むというような施策の具体的な取組もさせてもらっていますが、こちらのほうは県民力ビジョンの県民指標・活動指標というところの評価の比較になっていますので、なかなか入れにくい状況になっていまして、こういう掲載にさせていただきました。

原田委員

グローバル教育に関する質問ですが、2ページのところで、留学した人数を数値化されていますが、これは県立高校の生徒さんの人数と把握したらよろしいのでしょうか。細かい質問で申し訳ないのですが。

宮路次長

県立高校です。

原田委員

ちょうど今、高校1年生になった子たちが、センター試験が変更になってグローバル化というのは、非常にそこにもフィーチャーされているところですので、より、こういったところも推進していく方向性が必要ではないかと思ったところと、細かい数字の部分ですが、例えば、目標がある程度進んだというものに関しては、指標は29年度から30年度に、また少し目標値の数字も上げていくと捉えたらいいのですか。例えば21ページの、徐々に目標がある程度進んだのであれば、29年度が「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」が93.4%というところの目標値が少し達成できたので、今年は94.2%を目標にしましょうと。何か目標というのは本来は、学力の部分は全員なかなか難しくても、学校に安心感を求める子たちは、100%をより目指さなければいけないものかと思うんですが、こういうところの数字のマジックみたいところをどうしても感じてしまって、特別支援学校だったら、100%が目標になっていて、100%を達成できましたよと。これを徐々に上げて、達成できたものは、より推進していくというような、そういった趣旨でパーセンテージを上げていくのですか。100%を徐々に目標値としても目指していく。

教育総務課長

まず、県民力ビジョンで31年度の目標値が明らかになっております。

そして、例えば30年度の目標値であれば、29年度の実績等も踏まえまして、状況も踏まえまして、数字をどうするかという確認をします。ただ、31年度は一応、このビジョン、行動計画で目標が決まっているということでございます。

原田委員

わかりました。あと、先ほど、岩崎、森脇両委員がおっしゃった、0.25というすごくシビアな数字の目標のところ、よくこの議論を昨年1年間する中で、同じ中3の子が小学校6年生だったときと比較するという話がよく出ていて、他府県との差

が縮まっているということももちろんですが、そういったところは、あくまでも補足的に説明するだけで、数字にするのは難しい問題でしょうか。

宮路次長

もともと、これを立てるときに全国の平均正答率を上回る数という設定をしましたので、そのところを先ほど森脇委員がおっしゃったような、差がどれだけになるとかという設定にすることもあったかと思うんですが、明確に一定、全国平均を子どもたちが上回ってくれるようなところを一つの目安としてということで、当時、設定を考えましたので、差がいくつかというのは、なぜその差になるかというのが言いにくいというのもありまして、0.5ポイントだったらいいとか、0.3だったらいいとかというのは逆に示しにくいというところもあって、平均値ぐらいを超えていくのが何教科か目指していこうと、段階的に目指していこうということで設定を、いろいろ議論の末、こう考えたのが、この指標になっていまして、なので、数字で何%とかということにはなっていないということです。

黒田委員

目標値の設定の仕方で教えていただきたいのですが、ということは、もう31年度の目標設定数値は決まっているから、例えば、既に達成できているところなどの見直しも行わずに進むという認識でいいのでしょうか。

教育総務課長

実は、上方修正ということをやっているところもあります。具体的には説明していないのですが。

黒田委員

上方修正があるというのがわかればいいです。大丈夫です。

木平副教育長

上方修正というのものもあるんですが、県民力ビジョン、多くの施策があって多くの目標があって、例えば、そこに注力した結果、いろんな状況でそれが早めに達成した場合に、予算の関係もありますので、他の施策で目標達成に向けて注力するという、基本的にはそういう考え方もある中で、目標を達成した施策については、その後どうしていくかというのは議論するということです。ですので、目標を達成したものを全てを上方修正する前提にするわけではなくて。

黒田委員

それはどういうタイミングで開始されていくのですか。今が29年度の結果の報告があって、今、30、31年度の目標値が出ていますね。

木平副教育長

今の時期に29年度の実績で、その県民指標と活動指標の実績値が出て、それが最終目標を上回っているかどうかというのがこの時期に出ますので、このときに議論をさせていただいて、成果レポートという形で県民の方々に議会を含めて示させていただくのが6月です。

岩崎委員

25ページの「地域に開かれ信頼される学校づくり」のところで、これが「A」にならなかった最大の理由は、26ページにあるように、小学生で「授業で主体的・協

働的に学習に取り組んでいると感じる子どもの割合」が、小学生で0.97だったからという一点なんだよね。

そうすると、小学生の実績値を見ると71%から75%になって目標を達成したのですが、29年度が72.8%で落ちたんですね。これ、残念だと思う。では、これはなぜ75から72に落ちたのかとか、そういう部分が、例えば課題とか、ここの取組方向で出ているのかなと思うと、必ずしもそうではないような気がするのですが、そこはいかがでしょうか。

宮路次長

取組方向としては、これを特化したところは、実のところ、あまり意識が詰まっていなかったんですが、一つは、学習指導要領の関係のところは英語に絞ってしまいましたので、学習指導要領でこの主体的・協働的な学びというところの中で、非常に充実していくところになるのかなと。そういうふうに関、指導要領も改訂されまして進んでいますので、もう32年度から全面実施をされますので、そこをあまり、特に小中学校の場合は、既に行われているところも多く、あえてここにたくさん書けばいっぱいあるんですが、本日、やった中には書かなかったというのが実際のところですよ。

岩崎委員

だったら、「A」でいいんじゃないかと思いたくなりますが。わかりました。

教育長

ほかはいかがですか。よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 訴えの提起に係る専決処分について (公開)

(藤森教育財務課長説明)

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金及び県立高等学校授業料の滞納に関し、知事が支払い督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり平成30年三重県議会定例会6月定例会議へ報告するので、報告する。平成30年5月7日提出 三重県教育委員会事務局 教育財務課長。

それでは、1枚おめくりいただきまして、1ページとその裏の2ページをご覧いただきたいと思えます。県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

次に、3ページをご覧ください。県は、次の者を相手として、県立高等学校授業料の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

その詳細につきまして、4ページ参考資料1をご覧ください。まず、三重県高等学校等修学奨学金の滞納についてご説明申し上げます。三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してまいりました。

本件につきましては、平成26年5月から平成28年5月までの間に、それぞれ債権回収会社、サービサーに債権の回収を委託し、対応してきたところです。

しかし、いずれも返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、平成29年8月に、知事名で最終催告を行いました。指定した期日までに入金がなかったため、民事訴訟法に基づく支払督促申立手続を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

当該手続は、平成30年3月12日から同月19日までの間に、それぞれ行いましたが、同月15日から翌月13日までの間に、それぞれ相手方から分納、猶予、話し合いによる解決を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

本件の相手方は、1ページから2ページの別紙1に記載した者でございます。

また、専決処分の日は、表の右端の欄に記載してのとおり、それぞれ支払督促を申し立てた日である平成30年3月12日、15日、19日になります。

4ページにお戻りください。次に、(2) 県立高等学校授業料の滞納についてご説明申し上げます。県立高等学校授業料の滞納に伴い、滞納者が在学していた高等学校では、これまで当該滞納者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してまいりました。

本件については、授業料の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、民事訴訟法に基づく支払督促申立手続を、債務者の所在地を管轄する簡易裁判所に行いました。

当該手続は平成29年12月19日に行いましたが、平成30年1月17日に、相手方から分納を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

本件の相手方は3ページの別紙2に記載した者でございます。

専決処分の日は支払督促を申し立てた日である、平成29年12月19日になります。

5ページをご覧ください。それぞれの滞納状況として、貸与期間と滞納金額を記載してございます。

「3 今後の対応」につきまして、県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、別紙1、2のとおり、次回の議会に報告いたします。

今後は、相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲で分納を求めてまいります。

なお、支払督促制度の概要等について、参考資料2に記載しております。

報告は、以上でございます。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

原田委員

具体的な個人名になってしまうのですが、高等学校の修学奨学金ということにもか

かわらず、貸与期間が西原さんのところは、平成17年から平成22年と長きにわたっている理由は何かあるんですか。

教育財務課長

高専に通っている子ということです。

原田委員

6年間。

副教育長

5年間です。

教育長

ほかにいかがですか、よろしいですか。

ー全委員が本報告を了承するー

・審議事項

報告2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について (非公開)

池田学校経理・施設課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告3 平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験について (非公開)

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。